

参加
無料

平成30年度（第2次補正分）消費税軽減税率対策窓口相談等事業
講習会開催のお知らせ

選ばれる事業者になる

『キャッシュレス決済セミナー』

本年10月より消費税軽減税率制度が導入され、「増税後における消費の平準化」や「キャッシュレスの推進」を目的に2020年6月までの9か月間に限り、キャッシュレス決済ポイント還元事業が実施されています。

これからは「キャッシュレス決済の有無」で、お客さまがお店を選ぶ時代です。そこで、キャッシュレス未導入事業者の方にはキャッシュレス化の効果を、キャッシュレス導入済み事業者の方には、成果に繋がる活用方法を解説します。ぜひご参加ください。



■日時：令和2年 **1月14日**（火）15:00～17:00

■会場：都ホテル岐阜長良川 2階「青葉」（岐阜市長良福光2695-2）

※お車でお越しの方はホテル地下駐車場をご利用ください。

■講師：株式会社はちえん。代表取締役 **坂田 誠** 氏

〈参考〉「キャッシュレス・ポイント還元事業」とは？



キャッシュレス・ポイント還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するものです。

※詳しくは「キャッシュレス・ポイント還元事業 HP」<https://cashless.go.jp/>



お申込みは以下にご記入のうえ、**1/10（金）**までに **FAX：058-273-3930** まで送付ください。

組合名 (企業名)	
参加者①	役職（ ）氏名（ ）
参加者②	役職（ ）氏名（ ）
ご連絡先 (TEL)	TEL - -

■お問合わせ・申込み先

岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKB ふれあい会館9階

岐阜県中小企業団体中央会 指導課（細井） TEL：058-277-1102 FAX：058-273-3930